平成２５年（フ）第３２６号
奈良県宇陀市菟田野見田381番地
債務者　森脇　和子
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１０１３号
広島県東広島市西条町寺家5537番地１　Ｄ棟102号
債務者　橋本　尚志
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９９号
山口県下関市竹崎町１丁目２番10号
債務者　梅岡　大志
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１００号
山口県下関市竹崎町１丁目２番10号
債務者　梅岡　裕美
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１２２号
愛媛県新居浜市若水町２丁目３番230号、前住所大阪府枚方市南中振２丁目53番20号
債務者　石川淳一郎
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１２８号
愛媛県新居浜市政枝町１丁目４番26号、前住所愛媛県新居浜市庄内町４丁目６番39号
債務者　青野ひとみ
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第６５号
愛媛県今治市本町６丁目４番11号、前住所愛媛県今治市大新田町４丁目３番27号
債務者　伊藤貴世子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第３３３号
高知市瀬戸東町２丁目148番地
債務者　上岡　雅穂
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３４２号
高知市曙町１丁目20番６号　市住27号
債務者　上村　好史
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３４４号
高知市高埴７番６号　ブルージュＴＡＫＡＳＯＮＥ105
債務者　楠瀬　由紀
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１５号
大分県佐伯市米水津大字小浦82番地
債務者　加嶋　健治
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２５年（フ）第４３０号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目475番地１フレグランスＪ203号
債務者　嘉藤　俊介
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４４６号
鹿児島県鹿児島市山下町12―５藤崎ビル301号　川村法律事務所内
債務者　小林ルビー　ヴィセンティこと　ＫＯＢＡＹＡＳＨＩ　ＲＵＢＹ　ＶＩＣＥＮＴＥ
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第８２号
石川県加賀市日谷町54の43番地、従前の住所愛知県名古屋市昭和区丸屋町５丁目54番地の２　サンフル桜山３Ｃ号
債務者　宮保　唯信
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第８３号
石川県加賀市山代温泉39の151番地の３
債務者　川上　陽子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第４９号
山梨県大月市猿橋町藤崎558番地１
債務者　門馬由紀子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第５０号
山梨県富士吉田市新屋363番地
債務者　小俣まつゑ
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係